

保険のポイント

始期日により、ご確認ください。保険のポイントが違いますのでご注意ください。

→2010年10月1日～2013年9月30日までの出発日（始期日）のお客さまは[こちら](#)

2013年10月1日以降の出発日（始期日）のお客さま

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害死亡保険金支払特約	責任期間※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人（被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合で、同じケガ※により死亡されたときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用して運転中のケガ 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） 戦争、その他の変乱※によるケガ（テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ 原因がいかんときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的見解※のないもの（傷害後遺障害保険金支払特約のみ） 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など
傷害後遺障害保険金 ★傷害後遺障害保険金支払特約	責任期間※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	など
疾病死亡保険金 ★疾病死亡保険金支払特約	1. 責任期間※中に病気※のため、死亡された場合 2. 「責任期間中に発病※した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。）」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療※を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。 3. 責任期間中に感染した所定の感染症※のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人（被保険者の法定相続人）にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 被保険者が被ったケガ※による病気 妊娠、出産、早産または流産による病気 歯科疾病 戦争、その他の変乱※による病気（テロ行為による病気は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ビッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 など
治療・救援費用保険金 ★治療・救援費用補償特約	<治療費用に関するもの> (1) 責任期間※中の事故によるケガ※のため、治療※（義手、義足の修理を含みます。）を受けられた場合 (2) 次のいずれかに該当する場合 1. 「責任期間中に発病※した病気※」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。）」のため、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始された場合 2. 責任期間中に感染した所定の感染症※のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始された場合 ●緊急歯科治療費用補償特約による補償 3. 責任期間※中に生じた歯科疾病症状（*）の急激な発症・悪化のため、責任期間中に緊急歯科治療※を開始された場合	次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。 <治療費用に関するもの>（左記（1）または（2）の場合） 被保険者が現実に支出した次の費用の額。ただし、左記（1）の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用、左記（2）の場合は、治療※を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります（下記カおよびキを除きます。）。 ア. 診療関係、入院※関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用 ウ. 治療のための通訳雇入費用 エ. 保険金の請求のために必要な医師の診断書費用 オ. 法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された（またはその疑いがある）場所の消毒を命じられた場合の消毒費用 カ. 入院により必要となった次の費用（1回の事故または病気※につき合計して20万円限度）	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※・病気※等（「保険金をお支払いする場合」の（3）については、自殺行為により死亡された場合には保険金をお支払いします。） 自殺行為（「保険金をお支払いする場合」の（3）については、死亡された場合には保険金をお支払いします。） 犯罪行為または闘争行為によるケガ・病気等 自動車等※の無資格運転・酒気帯び運転※（いずれも「保険金をお支払いする場合」の（3）については、死亡された場合には保険金をお支払いします。）または麻薬等を使用しての運転中の事故によるケガ・病気等 外科的手術その他の医療処置によるケガ・病気等（ただし、当社が保険金を支払うべきケガ・病気等の治療によるものである場合には保険金をお支払いします。） 妊娠・出産・早産もしくは流産による病気（「保険金をお支払いする場合」

(*) 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。

<救援費用に関するもの>

(3) 被保険者が次の1~4のいずれかに該当したことにより、被保険者(*)が費用を負担された場合

- 次のいずれかに該当した場合
 - 責任期間中に被ったケガまたは責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
 - 責任期間中に病気または妊娠・出産・早産もしくは流産のため、死亡された場合
 - 責任期間中に発病した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引続き治療を受けていたことを要します。)
- 責任期間中に被ったケガまたは責任期間中に発病した病気のため、続けて3日以上入院された場合(病気の場合、責任期間中に治療を開始していたときに限ります。)
- 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山(*)2)中に遭難された場合
- 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合

(*) 被保険者の親族※および保険契約者を含みます。
 (*2) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

- A. 国際電話料等通信費
 - B. 身の回り品購入費(5万円限度)
- キ. 治療を受けた結果、当初の旅行行程※を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用
- ク. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費
- ケ. 病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことに支り、他の病院・診療所へ移転するための費用

<日本国外における治療の場合にご注意ください。>
 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による施術のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。<日本国内における治療の場合にご注意ください。>

柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●緊急歯科治療費用補償特約による補償の場合
 現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な金額、かつ、同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額に50%を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療※を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限ります。

ア. 診療関係の費用
 イ. 保険金の請求のために必要な歯科医師※の診断書費用

(注) 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。

<救援費用に関するもの> (左記(3)の場合)

保険契約者、被保険者または被保険者の親族※が負担された次の費用の額。その費用の負担者にお支払いします。

- ア. 遭難した被保険者の捜索、救助または移送する活動に要した費用
- イ. 救援者の現地※までの1往復分の航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) (*1)
- ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊施設※の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで) (*1)
- エ. 治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用 (*2)
- オ. 火葬等の遺体の処理費用(100万円限度)
- カ. 遺体の移送費用
- キ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および被保険者もしくは救援者が現地において支出した交通費、被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費・通信費等をいいます。)(20万円限度) (*2)

(*1) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の(3)4の場合において被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

(*2) 上記<治療費用に関するもの>で支払われるべき費用については除きます。

●ファミリープラン(家族旅行特約セット)の場合のお取扱い

◆左記【保険金をお支払いする場合】<救援費用に関するもの>(3)2の「続けて3日以上入院」を「入院」と読み替えます。ただし、上記イ~キの費用(キについては、救援者の渡航手続費および救援者が現地で支出した諸雑費)については、被保険者が続けて3日以上入院した場合に限ります。

◆上記キの費用については被災者1名につき40万円が限度となります。

◆次の費用もお支払の対象となります。
 ・付添者(被災者以外の被保険者をいいます。)*が、旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費
 ・付添者が、旅行行程に復帰または直接帰国するまでの宿泊施設の客室料(14日分まで)

(注1) 保険金のお支払額は、1回の事由の発生につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。

合)の(3)については、責任期間中に死亡された場合には保険金をお支払いします。)

- 歯科疾病(「保険金をお支払いする場合」の(3)については、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引続き治療を受けていたことを要します。))には保険金をお支払いします。)
- 戦争、その他の変乱※によるケガ・病気等(テロ行為によるケガ・病気等は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ・病気等
- 原因がいかなくなるときでも、顎(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの
- 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ(「保険金をお支払いする場合」の(1)の場合に限ります。)
- 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(「保険金をお支払いする場合」の(1)または(3)2,3および4の場合に限ります。)
- ビッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山※を行っている間に発病した高山病(「保険金をお支払いする場合」の(2)1および2の場合に限ります。)

など

(緊急歯科治療費用補償特約による補償の場合)

- 治療・救援費用の「保険金をお支払いしない主な場合」(歯科疾病を除きます。)*に該当する場合
- 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病
- 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはかれ等の外観上の損傷による緊急歯科疾病
- ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病

など

<p>損害賠償請求費用 保険金 法律相談費用保険 金 ★弁護士費用等補 償特約</p>	<p>1. 損害賠償請求費用保険金 責任期間※中の偶然な事故により被害 (*1)を被った被保険者が、法 律上の損害賠償請求を行った場合 (*2)</p> <p>2. 法律相談費用保険金 責任期間中の偶然な事故により被害 (*1)を被った被保険者が、弁護 士に法律相談を行った場合 (*2)</p> <p>(*1)「被害」とは、身体の障害または 財物の破損をいいます。「身体の障害」と は、被保険者の生命または身体が害される ことをいいます。「財物の破損」とは、被 保険者が所有、使用または管理する財産的 価値を有する有体物が滅失(盗難、紛失ま たは詐欺を含みません。)、破損もしくは 汚損または盗取(詐欺を含みません。)さ れることをいいます。 (*2)いずれの場合も、被害に対する損 害賠償請求または法律相談を、被害の発生 日からその日を含めて3年以内に行ったと きに限りま。</p>	<p>(注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる 保険種類の特約を含みます。)が他にあ る場合、補償の重複が生じることがありま す。補償内容の差異や保険金額、ご契約の 要否をご確認いただいたうえでご契約くだ さい。</p> <p>左記「保険金をお支払いする場合」の1 は、当社の同意を得て支出した損害賠償請 求費用※をお支払します。(1回の事故 につき100万円(弁護士費用等保険金額) が限度となります。) 左記「保険金をお支払いする場合」の2 は、当社の同意を得て支出した法律相談費 用をお支払します。(1回の事故につき 10万円が限度となります。) (注1) 同一の被害を理由として行われた 一連の損害賠償請求は、一つの損害賠償請 求とみなします。 (注2) 保険金をお支払いした後に次のい ずれかに該当された場合は、保険金の全部 または一部を返還いただきます。 ・ 弁護士への委任の取消等により着手金の 返還を受けた場合 ・ 訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義 務者※から弁護士費用の支払いを受けた場 合で、「判決で確定された弁護士費用の額 と既にお支払いした保険金の合計額」 が「被保険者が弁護士に支払った損害賠償 請求費用の全額」を超過したとき。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる 保険種類の特約を含みます。)が他にあ る場合、補償の重複が生じることがありま す。補償内容の差異や保険金額、ご契約の 要否をご確認いただいたうえでご契約くだ さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意または重大な過失による被害事故 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による被害事故 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用して自動車等※を運転中の被害事故 被保険者が自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中の被害事故 被保険者が競技や試験のために自動車に搭乗中または競技や試験を行う場所で自動車に搭乗中の被害事故 被保険者が違法に所有・占有する財物の破損 被保険者が麻薬等の影響を受けているおそれがある状態での身体の障害、財物の破損 労働災害による身体の障害 被保険者または被保険者の使用者の業務のために使用する財物、業務に関連して受託した財物に生じた被害事故 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、腐敗、ひび割れ、欠陥等による財物の破損 被保険者が、診療、投薬、身体整形、マッサージ等を受けたことによる身体の障害 液体・気体・固体の排出・流出・溢(いっ)出による身体の障害、財物の破損(不測かつ突発的な事由による場合には、保険金の支払対象となります。) 石綿等が有する発ガン性等有毒な特性に起因した身体の障害、財物の破損 外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性により生じた身体の障害、財物の破損 電磁波障害による身体の障害 騒音、振動、悪臭、日照不足等による身体の障害、財物の破損 戦争、その他の変乱※による被害事故(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となりません。) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波、台風、洪水、高潮による被害事故 核燃料物質等の放射性・爆発性等による被害事故 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による被害事故 始期日より前に被保険者が被害の発生を予見していた身体の障害、財物の破損 次の方が賠償義務者※である場合に生じた費用 ・ 被保険者またはその配偶者※と生計を共にする同居の親族※ ・ 被保険者の父母、配偶者または子 次の損害賠償請求または法律相談により生じた費用 ・ 被害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者(引受保険会社)に対する損害賠償請求・法律相談 ・ 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談 <p style="text-align: right;">など</p>						
<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償 特約</p>	<p>責任期間※中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*)に損害が生じた場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が被保険者の住宅(敷地を含みます。集合住宅においては居住している戸室内をいいます。)外において携行する被保険者の身の回り品(カメラ、衣類、定期券を除く乗車券等※、旅券など)をいいます。(被保険者の足元に置いた手荷物など身体周辺において管理しているもの、施錠されたホテルの自室保管の荷物など排他的に管理しているもの、やむを得ず航空会社・旅行業者に寄託したものを含み、別送品を除きます。) (注1) 補償の対象となる携行品には、被保険者所有の物のほか、旅行行程※開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた物を含みます。</p>	<p>被害物の損害額(*)をお支払します。 (*2) 被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、乗車券等※についてはその経路・等級の範囲内で被保険者が事故の後に支出した費用等を、旅券については再取得費用(現地にて負担された場合)に限ります。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。ただし、損害額は、1回の事故につき下表の金額を限度とします。</p> <table border="1" data-bbox="687 2011 1098 2134"> <tr> <td>下記以外(1個、1組または1対のものについて)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>旅券</td> <td>5万円</td> </tr> </table>	下記以外(1個、1組または1対のものについて)	10万円	乗車券等	5万円	旅券	5万円	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品 携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 携行品の汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
下記以外(1個、1組または1対のものについて)	10万円								
乗車券等	5万円								
旅券	5万円								

	<p>(注2) 次のものは補償の対象とはなりません。 通貨、小切手、株券、有価証券、印紙、切手、定期券、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、自動車等※以外の運転免許証、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車等およびこれらの付属品、別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、ウインドサーフィン・サーフィンを行うための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。(ただし、携行品損害保険金額が30万円(盗難等限度額)を超えるご契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じ30万円が限度となります。) (注2) 保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 携行品の置き忘れまたは紛失による損害 戦争、その他の変乱※による損害(テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害(火災消防・避難に必要な処置としてなされた場合、施錠された手荷物が空港等での安全確認検査等でその錠を壊された場合を除きます。) <p style="text-align: right;">など</p>
<p>寄託手荷物遅延等費用保険金 ★航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約</p>	<p>被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物、航空機(*)の到着後6時間以内に、予定していた目的地に運搬されなかった場合 (*) 被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。</p>	<p>被保険者が目的地にて負担した次のものを購入またはレンタルした費用をお支払いします。ただし、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入・レンタルしたことによる費用を除きます。 ア. 衣類(下着、寝間着等の必要不可欠なもの) イ. 生活必需品(洗面用具、かみそり、くし等) ウ. 身の回り品(購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、ア、イ以外にやむを得ず必要となったもの) (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、10万円が限度となります。 (注2) ア、イについては、寄託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルされた場合に限りです。 (注3) ア〜ウには、他人への謝金および礼金は含みません。 (注4) 保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用 戦争、その他の変乱※による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>賠償責任保険金 ★賠償責任危険補償特約</p>	<p>責任期間※中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、被保険者(被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。)が法律上の損害賠償責任を負われた場合</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*) 当社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の賠償責任に対する保険金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意による損害 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) 他人から借りたり預かったりした物を壊したりなくしたりしたことによる損害賠償責任。ただし、次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ・被保険者が滞在する宿泊施設※の客室(*) ・被保険者が滞在する居住施設内の部屋※(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。) ・保険契約者または被保険者が賃貸業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品 被保険者と同居する親族※や旅行行程※を同じくする親族に対する損害賠償責任 自動車・オートバイ等の車両(ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。)、船舶(ヨットおよび水上オートバイを除きます。)、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 戦争、その他の変乱※による損害 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出、漏出による損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*) 「客室」には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。</p>
<p>ペット預入延長費用保険金 ★ペット預入延長費用補償特約</p>	<p>旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までには予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合 1. 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関の遅延または欠航・運休(運行時刻が定めら</p>	<p>被保険者が負担したペット預入延長費用 (*)1)のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、[ペット預入延長費用保険金額]×[帰国遅延日数] (*)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による帰国遅延 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による帰国遅延 無資格運転、酒気帯び運転※または

	<p>れているものに限ります。)</p> <p>2. 交通機関の搭乗予約受付業務の不備(ダブルブッキング等)による搭乗不能</p> <p>3. 被保険者が治療※を受けたこと。</p> <p>4. 被保険者の旅券の盗難または紛失(ただし、被保険者が旅券または渡航書の発給を受けた場合に限ります。)</p> <p>5. 被保険者の同行家族(*1)または同行予約者(*2)が入院※したこと。</p> <p>(*1) 被保険者と旅行行程※を同一にする、被保険者の配偶者※、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族※・別居の未婚※の子をいいます。 (*2) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行している方をいいます。</p>	<p>4) が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p> <p>(*1) 帰国が遅れたことにより被保険者がペット(*2)の世話に従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設(*3)にペットを預け入れることにより発生した費用をいいます。 (*2) 被保険者個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。 (*3) ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルをいいます。 (*4) 到着予定日に到着された場合に到着時間が遅延したためにペットの引取りが遅延したときを含み、7日を限度とします。</p>	<p>麻薬等を使用して自動車等※を運転中の事故による帰国遅延</p> <ul style="list-style-type: none"> 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものによる帰国遅延 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ※による帰国遅延 戦争、その他の変乱※による帰国遅延(テロ行為による帰国遅延は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) 核燃料物質等の放射性・爆発性等による帰国遅延 <p>などによる費用</p>
<p>テロ等対応費用保険金 ★テロ等対応費用補償特約</p>	<p>旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者が乗客として搭乗している交通機関(搭乗予定を含みます。)または被保険者が入場している施設(入場予定を含みます。)に対する第三者による不法な支配、テロ行為(*)または公権力による拘束 被保険者に対する公権力による拘束 被保険者が誘拐されたこと。 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。 <p>(*) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>	<p>被保険者が負担を余儀なくされた次の費用のうち社会通念上妥当な費用で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当をお支払いします。</p> <p>ア. 交通費 イ. 宿泊施設※客室料 ウ. 国際電話料等通信費</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、10万円(テロ等対応費用保険金額)が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失または法令違反による費用 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 戦争、その他の変乱※による費用(テロ行為による費用は、保険金の支払対象となります。) 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 <p>など</p>

- 被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務が<ご契約の引受範囲外>に該当する場合は、この保険契約の引受範囲を超えるため、お引受ができません。また、旅行行程中に従事する職業・職務に変更が生じ、<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、保険契約を解除し、<ご契約の引受範囲外>の職業・職務に従事中のケガについては保険金をお支払いしません。

<ご契約の引受範囲外>

- 農林・漁業・採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含む)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリー含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
- 目的地を変更する場合は、別途当社所定の割増保険料が必要な場合があります。割増保険料を払込みいただかないとお受取りになる保険金が削減または支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - 保険期間(保険のご契約期間)は旅行期間にあわせて設定してください。
 - すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
 - [ファミリープラン(家族旅行特約セット)の場合]被保険者は、保険証券の本人欄に記載の方および契約確認書記載の次に掲げる方とします。
 - 本人の配偶者※(本人と婚姻の届出を予定している方を含みます。)
 - 本人または配偶者と同居の親族
 - 本人または配偶者と別居の未婚※の子

(注) 上記の家族構成は、保険契約締結時のものをいいます。保険契約締結時に本人以外の被保険者が上記1~3に該当しなかった場合には、お支払いする保険金が削減されることがあります。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、日本国外においては、被保険者が診療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の病気」には、合併症および続発症を含みます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「緊急歯科治療」とは、歯科医師※が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療のうち、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急処置、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含みます。

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

- ・「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地または勤務地をいいます。
- ・「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
- ・「歯科医師」とは、日本国外においては、被保険者が診療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
- ・「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額(*)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- ・(*)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
- ・「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- ・「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- ・「宿泊施設」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- ・「乗車券等」とは、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。
- ・「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
- ・「所定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリア、回歸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(平成25年4月現在)
- ・「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- ・「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程※中をいいます。
- ・「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- ・「損害賠償請求費用」とは、弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。
- ・「治療」とは、医師※が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
- ・「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ・「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- ・「賠償義務者」とは、被保険者が被る被害にかかわる損害賠償請求を受ける方をいいます。
- ・「発病」とは、医師※の診断(*)による発病をいいます。
- ・(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- ・「病氣」とは、ケガ※以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
- ・「部屋」とは、部屋内の動産を含みます。
- ・「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- ・「旅行行程」とは、契約確認書記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

【別記】補償対象外となる運動等

山岳登山(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*)操縦(*)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*)グライダーおよび飛行船を除きます。

(*)職務として操縦する場合を除きます。

(*)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。